

空き家を活用しませんか？ 鳥取市空き家情報バンク



空き家の利活用を促進するため、「鳥取市空き家情報バンク(以下「空き家バンク」という。)」を設置しています。鳥取市が、鳥取県宅地建物取引業協会東部支部(以下「宅建協会」という。)と連携して運営します。

※現在、空き家バンク登録希望物件を募集しています！！

空き家バンクとは・・・

空き家の売却・賃貸を希望する方から申込みを受けた物件を利用希望者に紹介する仕組みです。

空き家バンクの目的

空き家等の遊休不動産を有効活用し、不動産の流通促進や危険空き家の防止を図ることで。

登録申込者の要件

- 鳥取市内に存する戸建住宅(住宅の用途に供する部分が床面積の2分の1以上であるものに限る。)及びその土地を所有している方
- 現に人が居住していないもの(近く居住しなくなる予定のものを含む。)を所有している方
- 申込み時に、不動産業者と仲介契約が締結されていない物件に限ります。
※契約締結されていない場合でも、不動産業者のHPIに募集情報が載っているなど、流通していると判断できる場合は取り扱えません。

利用希望者

市内に住んでいる方でも、市外に住んでいる方でもどなたでもご利用いただけます。

登録・利用に関する注意！！

- 鳥取市は、情報の提供や必要に応じて連絡及び調整を行います。物件の交渉、売買・賃貸契約等に関する仲介行為は行いません。
- 登録前には、不動産業者と仲介契約を結んでいただきます。なお、不動産業者の仲介には、法律で定められた仲介手数料が必要となります。
- 所有者の承諾を得た上で、物件の所在地及び建物概要、間取り図、写真等を情報提供します。
- 鳥取市は、「空き家バンク」への登録により得られた情報については、利用目的に従って利用し、ほかの目的に利用することはありません。

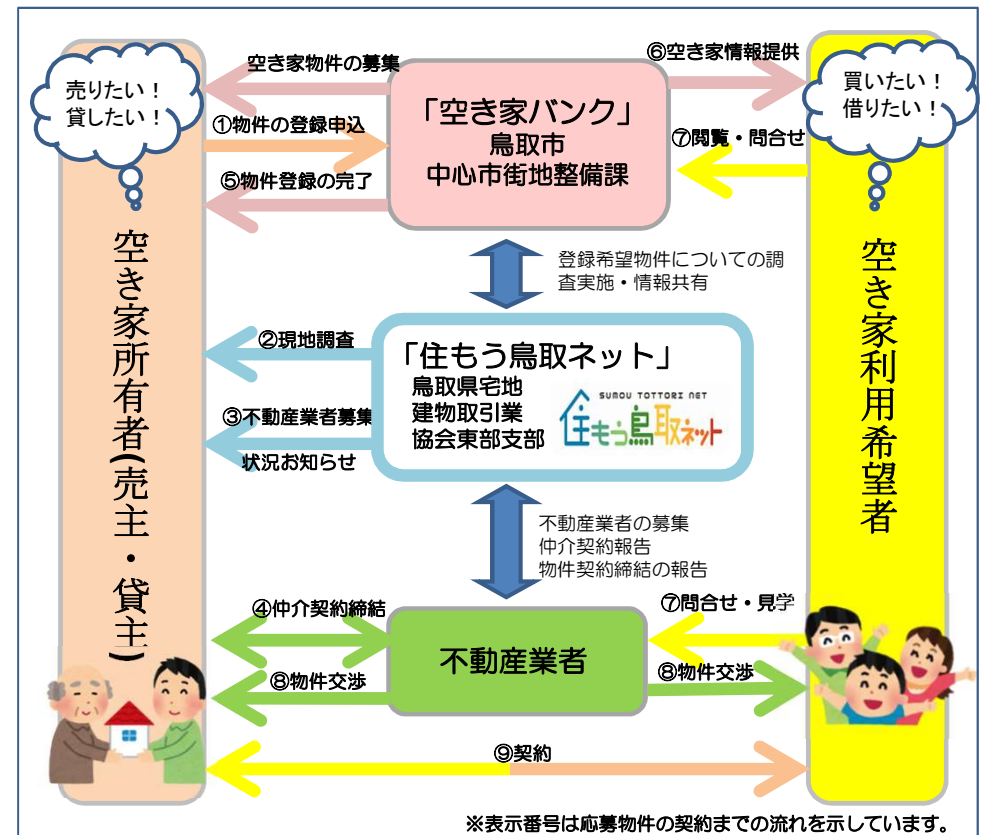


空き家バンクの基本的な流れ

鳥取市が窓口となり、宅建協会と連携し運営します。

- (1) 鳥取市が、空き家所有者より空き家情報登録申請を受けた後、「住もう鳥取ネット」(*)が現地調査を行い、取り扱いを希望する不動産業者を募集します。
- (2) 空き家所有者と不動産業者との仲介契約成立後に、鳥取市が空き家バンクにその物件を登録し、公式ウェブサイトにて情報提供します。
- (3) 情報を閲覧した空き家利用希望者は、不動産業者に問合せをし、交渉の後、売買・賃貸等の契約を結びます。

(※)「住もう鳥取ネット」とは、住まいの総合相談窓口です。中心市街地地区を中心に様々な相談に対応します。鳥取市が鳥取県建物取引業協会に委託して行っています。



物件の登録を希望される方 空き家所有者(売主・貸主)



①問合せ

物件(売却・賃貸)の登録を希望される方は、鳥取市中心市街地整備課へご連絡ください。

②登録希望申込み

鳥取市公式ウェブサイトより
「鳥取市空き家情報登録申請書」(様式第1号)
「空き家情報登録カード」(様式第2号)
「同意書」(様式第3号)
をダウンロードし、ご記入、押印の上、「所有者等が確認できる書類の写し」を添付し、中心市街地整備課に郵送または持参してください。

※とっとり電子申請サービスでも申請可能です。

③現地調査

申込み情報を「住もう鳥取ネット」(※)に提供し、専門相談員が、現地調査を行います。

④仲介不動産業者の募集

「住もう鳥取ネット」が、現地調査の結果、登録要件を満たしている物件について、仲介契約を希望する不動産業者を募集します。
希望者が複数の場合は、内覧会を開催します。

⑤仲介契約の締結

所有者は、応募された仲介契約を希望する不動産業者と面談し、条件等確認の上、1社の不動産業者と仲介契約を締結してください。

⑥空き家バンクへの登録

仲介不動産業者と仲介契約後、空き家バンクに物件情報を登録し、鳥取市公式ウェブサイト、全国版空き家バンクサイトにて情報を公開します。

⑦物件交渉

物件に関する問合せ対応、交渉等は、仲介不動産業者が行います。

物件の利用を希望される方 空き家利用希望者



①問合せ

鳥取市公式ウェブサイトにて登録物件の情報を公開します。それぞれの物件について、仲介不動産業者の情報も掲載しますので、直接お問い合わせください。
まずは、鳥取市にお問い合わせいただいても構いません！

②物件交渉・契約等

物件についての詳細情報の説明、条件交渉、売買・賃貸等の契約については、仲介不動産業者が対応します。

(※)「住もう鳥取ネット」とは…
住まいの総合相談窓口です。中心市街地区域を中心に様々な相談に対応します。
鳥取市が鳥取県建物取引業協会に委託して行っています。
鳥取市川端二丁目125鳥取不動産会館1階(公社)鳥取県宅建物取引業協会内
TEL:0857-24-0550 FAX:0857-26-5799 E-mail:kasseika-t@tottori-takken.or.jp



まちなか空き家改修支援事業に関するお知らせ

中心市街地の空き家の利活用の促進と定住人口の増加を図るため、空き家を居住用に改修する費用の一部を補助します。

●対象となる空き家

中心市街地の区域内に存する戸建て住宅又は長屋建て住宅(共同住宅及び重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。)であって、1年以上(既に不動産事業者との媒介契約が締結されているもの又は不動産事業者が所有するものにあつては、2年以上)居住その他の使用がされていないもの。

●対象者

空き家を所有、賃貸借(サブリースを含む)又は購入する者で次のいずれかに該当する方
県内に在住する個人、県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体、県内に本店を置く事業、県外に在住する個人(相続により対象建築物を所有するに至った者に限る。)

●改修後の居住者要件(世帯の1名以上が以下のすべてを満たすこと)

年齢が18歳以上45歳未満の方、中心市街地外からの転入であること、転入した後は5年以上居住すること、地域の町内会・自治会に加入すること

●対象経費

住宅性能の向上のために行う改修工事費(総額50万円以上の工事であること)

●補助金額

補助対象経費の1/2 限度額50万円

※詳しくは、鳥取市中心市街地整備課までお問い合わせください。



【お問合せ先】

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市都市整備部 中心市街地整備課

TEL : 0857-30-8331 FAX : 0857-20-3953

E-mail : shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp

※鳥取市公式ウェブサイトより「空き家情報バンク」を検索してください。

空き家情報バンク

検索